

こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会(第9回)への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会  
 認定 NPO 法人びーのびーの  
 理事長 奥山千鶴子

子育て家庭の現状を踏まえ、以下、4点意見を提出いたします。

1. 妊婦等包括相談支援事業について

妊婦等包括相談支援事業として、伴走型相談支援のガイドラインが今年度中に配布予定とのことですが、3回の面談のうち妊娠後期(妊娠8か月頃)の面談については給付金との連携がないため、全数面談ができず希望者に限定している自治体がほとんどです。産休に入るタイミング前後の妊娠後期の面談は、産前産後の準備期間として非常に重要であることから、「地域子育て相談機関」等を活用した全数面談を希望します。

「地域子育て相談機関」は、中学校区に1か所程度の設置が期待されている身近な相談場所(保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点等が想定)となっています。

その理由は、以下の通りです。

- ・共働きが多く、地域の社会資源の情報が得られにくいなか、タイミングよく情報を提供する
- ・子育てのイメージが持ちにくく、医療・保健情報だけでなく、生活支援(家事支援、レスパイト等)情報も提供する
- ・生活が大きく変わり、夫婦の子育てに関する考え方や変化に伴う家庭役割の話し合いが必要。地域子育て相談機関では、乳幼児や先輩パパママとの交流により産後のイメージや子育ての経験の受け渡しが可能。
- ・出産前に、地域子育て相談機関とつながることで、継続的な伴走支援、出産後の安心につながります。

地域子育て相談機関の職員は、原則利用者支援専門員(基本Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型)となっており、地域の社会資源に熟知した身近な子育てコーディネーターとして、生活全般の相談支援が可能となっています。

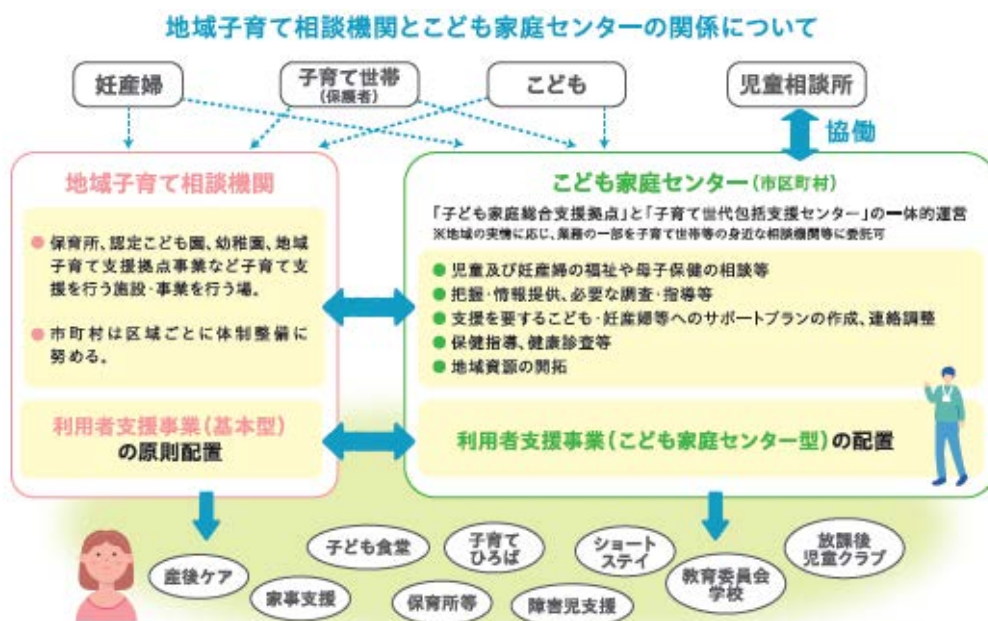


図:「これならわかる!こどもまんなか社会の利用者支援事業 概要と取組」NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 編集・発行より

## 2. 出産前教室(両親学級等)の100%受講体制の整備

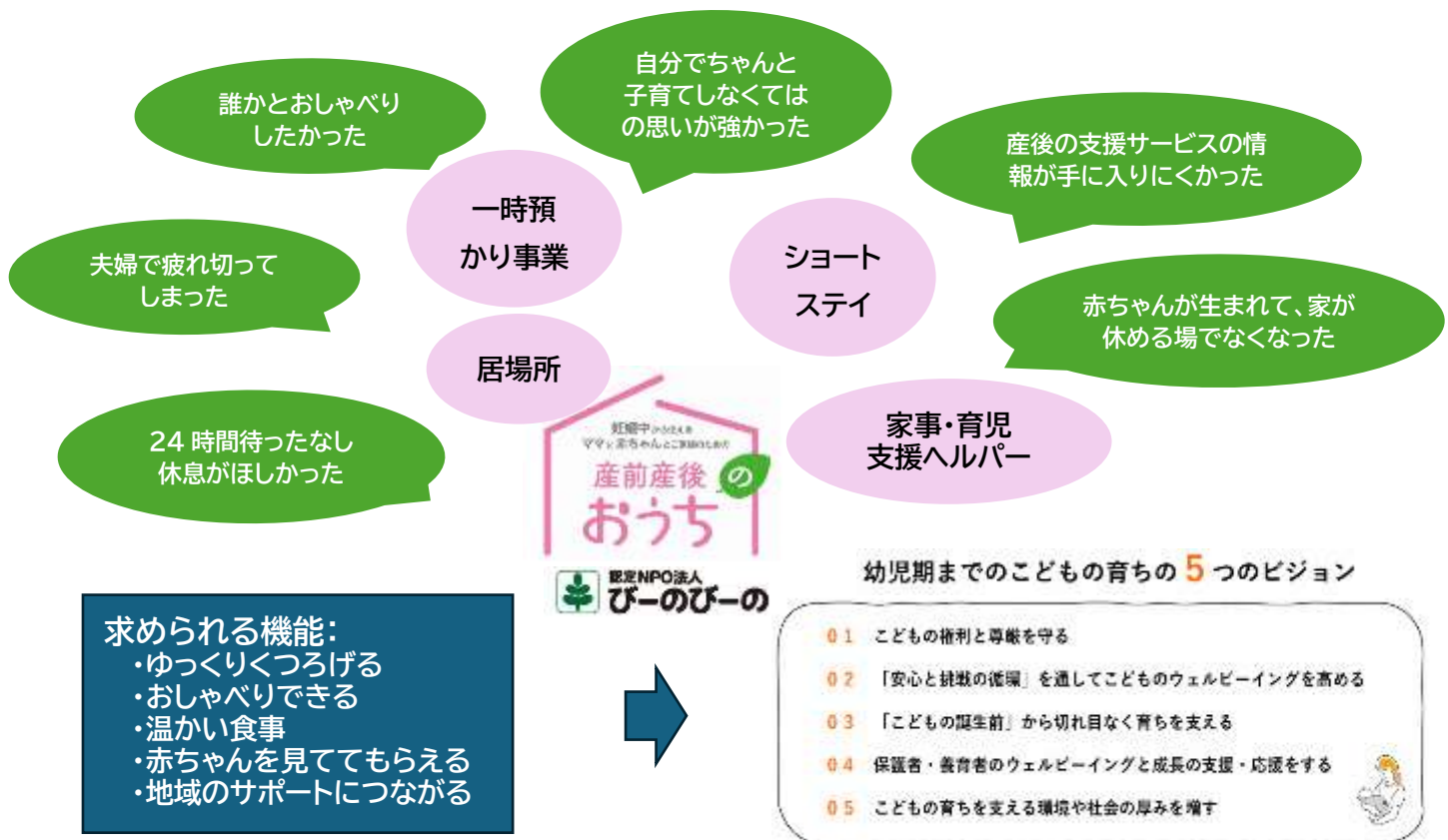
産後うつを予防し、出産後の環境の変化に伴う夫婦の家庭役割の確認等、夫婦ともに参加する出産前教室(両親学級)を多様な機会を用意し、すべての妊娠期の家庭が受講できるよう体制を整えてください。また、取り組む事業体にインセンティブを提供する等体制整備を提案をいたします。

- ・自治体での実施(保健師・助産師等の専門職による支援)
- ・地域子育て支援拠点等での実施(土日等の開催、地域のサポート情報、ピアサポート、先輩パパママとの交流)
- ・分娩施設での実施(出産前、出産時に安心)
- ・企業での実施(職場復帰にも良い影響、同僚同士の支援につながる)

## 3. 産後ケア事業に加え、生後1歳までの家庭へのレスパイト機能を充実させる

里帰り出産が減っています。横浜市港北区においても、コロナ前に約半数だった里帰り出産が約3割になっています。しかも、里帰りなし・親族の手伝いなしの家庭が2割となっています。夫婦だけで産前産後を乗り切るとは非常に困難です。産後ケア事業は、出産家庭の約1割の利用率であり、まだ希望すれば誰でも利用できる体制、身近な場所で利用できる状況ではありません。

産後ケア事業の普及促進とともに、産後ケア事業を補完できる、地域の産前産後の支援サービス、一時預かり事業、ショートステイ事業、家事・育児支援ヘルパーの拡充をお願いいたします。これは、「幼児期までのこどもの育ちの5つのビジョン」の方向性に合致するものだと考えます。



## 4. 子育て支援型共同住宅整備の促進

高齢者に向けた多様な住宅施策(介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等)に公費が活用されていますが、子育て支援型の住宅施策は十分ではありません。住宅にかかる費用も都市部では非常に高額となっており、居住面積も減少傾向にあり、希望する子ども数への影響も考えられます。

こどもの安全確保に資する設備の設置や交流施設の設置をする共同住宅(分譲マンション及び賃貸住宅)に対する補助を行っている国土交通省の子育て支援型共同住宅推進事業等に対して、こども家庭庁からも後押しいただき、さらに住宅確保がしやすい環境整備をお願いします。